

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市エレクトロニクスセンター 低濃度PCB廃棄物処分業務
発 注 課	経済観光局国際経済戦略室IT・クリエイティブ産業担当課
選 定 事 業 者	J X金属苫小牧ケミカル株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>低濃度PCB廃棄物処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の環境大臣認定を受ける必要がある。道内には2社の認定業者があるが、そのうち北海道電力株式会社は自社完結の処分のみで外部からの処理委託は受け付けておらず、残るJ X金属苫小牧ケミカル株式会社が道内において事実上唯一の低濃度PCB廃棄物処理施設である。また道外の事業者にて処理を行う場合、別委託予定のPCB廃棄物運搬業務において、船便を含む長距離輸送となることから価格が非常に高くなること、また度重なる積み下ろし等により低濃度ポリ塩化ビフェニルの飛散などの事故のリスクを高めることから現実的ではない。以上より、上記業者以外に当該業務を遂行できるものはいない。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成29年11月28日